

## 監査指摘事項措置状況調

定期監査報告 第4号 (3-1)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>◎ 市民福祉部</p> <p>● こども子育て課</p> <p>○ こども子育て担当</p> <p>1. 収入事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 児童福祉費負担金 (滞納繰越分) における収入未済金の会計管理者への繰越報告の時期については、適正に行われているものの、歳入調定が遅れているので、会計規則第21条及び第42条の規定に基づき、適正に事務処理されたい。</p> <p>2. 支出事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 臨時職員の賃金計算において、出勤簿の欠勤時間の算定誤り等により、未支給のものが2件あるので精算処理されたい。</p> <p>(2) 旅費の精算において、精算までに1ヶ月近くを要しているものがあるので、速やかに精算されたい。</p> <p>3. 契約事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 市立常設保育所消防設備等点検業務委託、及び市立へき地保育所消防設備等点検業務委託において、いずれも3社による見積合を行っているが、執行回の段階にも関わらず添付されている契約書 (案) に業者名、さらには金額が記入されており、不適切な事務処理となっているので、適正に事務処理されたい。</p> <p>また、いずれも設計図書を作成されているが、数量の記載はなされていないもの、金額の記載がないことから、何を根拠に予定価格を設定したのか不明であるので、適正に事務処理されたい。</p>	<p>(1) 職員間の事務伝達不行き届きによる遅れによるもの。</p> <p>(1) 欠勤時間の端数切捨てとすべきところ、切上げ誤りによる未支給の発生によるもの。</p> <p>(2) 保育所との引継遅れによるもの。</p> <p>(1) 添付の契約書については、前年度契約の保存データを誤添付したものの。 設計図書金額については、記載漏れによる未記入のまま誤添付したものの。</p>	<p>事務遺漏のないよう再確認を行うとともに、チェック体制を強化し、今後適正に処理することといたします。</p> <p>未支給2件については、平成27年度予算より速やかに支出いたします。 なお、今後誤りのないよう、適正に処理いたします。 復命終了時に、原課と保育所双方にて精算行為の確認を行い、今後遅延を発生させることのないよう留意いたします。</p> <p>決裁回付前の再点検及び回付時の見逃し確認を徹底し、今後適正に処理することといたします。</p>
<p>● 社会福祉課</p> <p>○ 社会援護担当</p> <p>1. 収入事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 生活保護費返還金における滞納繰越分の歳入調定は出納閉鎖をまたず、直ち</p>	<p>(1) 事由の表記について、「平成24年度以前の繰越分」と「平成25年度繰越分」をいずれも「滞納繰越分」と不適切に表記したため。</p>	<p>事由の表記について、「当該年度以前の繰越分」と「当該年度繰越分」を明確にし、適切に事務処理をいたします。</p>

## 監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第4号 (3-2)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>に次年度へ繰越し、歳入調定すべきであるが、出納閉鎖後に歳入調定を行っており、調定時期が不適切であるので、適正に事務処理されたい。</p> <p>2. 支出事務について</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>(1) 通信運搬費及び社会保険料の支出において、平成27年4月1日以降に支出負担行為を行っているが、平成27年3月31日までに支出負担行為を行わないものは平成26年度予算で支出することはできないので、留意されたい。</p> <p>(2) 臨時職員の賃金の支出において、欠勤時間の把握誤りにおいて、過少に減額しているものがあり、結果、賃金の過払いとなっているので、金額を精査の上、誤りであれば精算処理されたい。</p> <p>(3) 補助団体に対する補助事業指令前着承認書で承認要件を「総会終了後、速やかに補助金交付申請を行うこと」としているが、総会開催から長いもので4ヶ月以上経過して補助申請が提出されているものがあるので、速やかに提出するよう補助団体への指導の徹底を図られたい。</p> <p>(4) 根室地区保護司会運営事業補助金の実績報告書において、収支決算書の添付はなされているものの、事業報告書の添付がなく、事業実績の確認をせずに補助確定を行っており、不適切な事務処理であるので、適正に事務処理されたい。</p> <p>3. 契約事務について</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>(1) 各業務委託において、予定価格の算定根拠となる設計図書等の書類の添付がなく、どのように予定価格を設定したのか不明であるので、委託内容について充分精査されるとともに、経費削減に向けた取り組みを着実に行われたい。</p> <p>○ 福祉担当</p> <p>1. 支出事務について</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>(1) 支出負担行為何兼支出命令書は決裁後、速やかに会計課へ回付すべきであるが、3週間も経過しているので、決裁後速やかに会計課へ回付されたい。</p>	<p>(1) 平成27年3月31日までに支出負担行為を行うべきところを失念したため。</p> <p>(2) 欠勤時間の検算を失念したため。</p> <p>(3) 指令前着承認条件により、総会終了後速やかに補助金交付申請を行うよう、補助事業者への指導を失念したため。</p> <p>(4) 未添付書類の確認を失念したため。</p> <p>(1) 設計図書等の書類の作成を失念していたため。</p> <p>(1) 指摘の対象となった伝票は平成26年6月10日に起票し、7月1日に会計課回付となったものでありますが、処理担当者が前任者の未処理事案の対応に忙殺され、一時的に業務過多となったことから、当該伝票の回付が遅れたところ です。</p>	<p>今後、適切に事務処理をすべく留意いたします。</p> <p>欠勤時間の把握誤りがありましたので、精算のうえ返還処理するとともに、欠勤時間の把握誤りについては、検算に努めます。</p> <p>指令前着承認条件により、総会終了後速やかに補助金交付申請を行うよう、補助事業者への指導の徹底を図ります。</p> <p>未添付の事業報告書を徴取のうえ、書類の添付漏れがないよう確認し、適切に事務処理をすべく留意いたします。</p> <p>予定価格の算定根拠となる設計図書等の書類を作成し、委託内容について充分精査するとともに、経費の削減に向けた取り組みを行います。</p> <p>特定の職員に業務が集中することにより、事務処理に遅延が生じることのないよう、適宜業務分担の見直しを図ることといたします。</p>

## 監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第4号 (3-3)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>2. 契約事務について</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>(1) 通所利用者支援 (移動支援) 業務委託、日中一時支援事業委託業務及び障害福祉サービス支給管理台帳作成システム借上の3件について、随意契約ではあるが執行時に添付されている契約書 (案) に業者名が記入されているので、適正に事務処理されたい。</p>	<p>(1) 契約書 (案) 作成において前年度文書データを流用した際に、当該業者名称の消去を失念しておりました。</p>	<p>今後は点検用のチェックリストを作成のうえ、確認を行うことといたします。</p>
<p>● 保健課</p> <p>○ 国保・年金担当</p> <p>1. 支出事務について</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>(1) 平成26年4月1日に検収した消耗品の支出において、消費税及び地方消費税の合計額 (率) が5%で請求され、そのまま支払っているが、8%の誤りであるので、確認の上、支出されたい。なお、5%で支出するのであれば、検収は平成26年3月31日までに終えていなければならない、支出年度も平成25年度予算となるので、留意されたい。</p> <p>2. 契約事務について</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>(1) 「ねむる健康まつり」開催に伴う各医療機器測定業務委託において、予定価格の算定根拠となる設計図書等の書類の添付がなく、どのように予定価格を設定したのか不明であるので、委託内容について充分精査されるとともに、経費節減に向けた取り組みを着実に進めたい。</p> <p>3. その他事務について</p> <p><b>【指導事項】</b></p> <p>(1) 市国民健康保険条例施行規則で規定され、記載整理しなければならない被保険者異動整理簿などの各種整理簿において、TOPS (Total Public Administration System) で電算管理している様式が、同規則との様式と一致していないものがあるため、同規則との整合性を図られたい。 (前回は検討事項)</p>	<p>(1) 業者及び担当者共に、消費税及び地方消費税の合計額 (率) の変更を見落とし、旧税率のまま支払をしていたもの。</p> <p>(1) 各医療機器測定業務委託については、予算金額を予定価格としたため、設計図書の作成の必要がないとの認識誤りによるもの。</p> <p>(1) TOPS システム導入時から、様式については市国民健康保険条例施行規則との整合性を図らないまま事務を進めてきたことによるもの。</p>	<p>事務の遂行における確認作業の徹底、内部でのチェック機能の強化をいたします。</p> <p>なお、不足額23円につきましては、を平成28年1月20日に支払を完了しております。</p> <p>今後、委託業務内容の精査を実施し、設計図書を作成いたします。</p> <p>電算管理様式との整合性を図るべく、平成28年4月に、市国民健康保険条例施行規則を改正いたします。</p>